

高額療養費制度について

高額療養費とは、1か月（1日から月末まで）に医療機関等の窓口で支払った医療費（入院時の食事代や、保険外の負担の差額ベッド代等は対象外）が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が申請により払い戻される制度です。

自己負担限度額について

自己負担限度額は、**受診される方の年齢と被保険者の方の標準報酬月額等により決定**されます。

また、高額な医療費の負担がつづいている場合は、「多数該当」として自己負担限度額が軽減される可能性があります。

例) 70歳未満の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
区分イ（標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
区分ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
区分工（標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
区分オ（低所得者※1〔市区町村民税の非課税者等〕）	35,400円	24,600円

※1 被保険者の方が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※2 療養を受けた月以前1年間（12か月）に同一世帯で3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合は、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

自己負担額の対象について

- 70歳未満の方は、医療機関等の窓口で支払った自己負担額を次の①～⑤の項目順に区分していただき、21,000円以上自己負担しているものが、高額療養費の対象となります。
- ①受診月ごと ②受診者ごと ③医療機関ごと ④医科・歯科の種別ごと ⑤入院・外来の種別ごと
（調剤薬局での自己負担額は処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます）
- 70歳～74歳の方は、受診月ごとに支払った自己負担額がすべて対象となります。
（70歳～74歳の方の自己負担限度額等、詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください）



令和2年度の 「健康経営」宣言事業所と認定事業所について

令和2年度は、100社を超える事業所様に「健康経営」宣言をしていただき、平成28年の事業開始から宣言された事業所様の合計が**524社**となりました。

また令和元年度までに「健康経営」宣言された事業所様のうち、認定要件を満たした**42社**の事業所様を、新たに「健康経営推進企業」に認定いたしました。

「健康経営推進企業」の一覧および取組内容を協会けんぽ長崎支部のホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



- ・「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。
- ・「健康経営」とは従業員の健康を会社の財産ととらえて、従業員の健康づくりに会社が積極的に取り組むことです。
- ・「健康経営」宣言事業については、協会けんぽ長崎支部のホームページをご覧ください。なお、本年度の「健康経営」宣言の受付は9月末をもって締め切りました。参加を希望される事業所様は、来年4月にお申し込みをお願いいたします。

★例年12月頃に開催しておりました「健康経営セミナー」については、新型コロナウイルスの影響を考慮した結果、中止することとなりました。ご理解をいただきますようお願いいたします。

長崎県の医療提供体制と医療費状況

長崎県の医療環境を全国と比べてみると…

厚生労働省の統計調査によると、長崎県は

- ・人口あたり（10万対）の一般診療所数が多い（3位）／病院病床数が多い（3位）※1
- ・人口あたり（10万対）の医師数が多い（7位）／歯科医師数が多い（8位）※2

との結果がでています。全国と比べると、上位にランクインしており、医療機関に受診しやすい環境にあることがわかります。

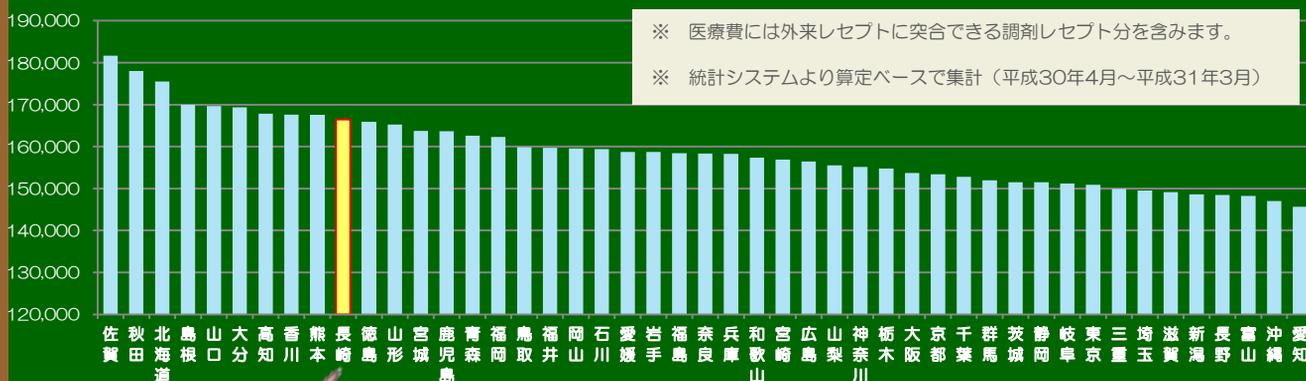
※1 令和元年 医療施設（動態）調査・病院概況の報告
 ※2 平成30年 医師・歯科医師・薬剤師統計の概況

受診しやすい環境は、1人当たり医療費の高さにも…

1人当たり医療費（平成30年度 入院+外来）

全国平均 156,484円

長崎支部 166,468円



協会けんぽ長崎支部の加入者1人当たりの入院および外来の医療費について分析すると、平成30年度は**全国で10番目に高く、特に入院医療費は全国で3番目に高くなっています**。協会けんぽの保険料率は、地域の医療費に基づき算出するため都道府県支部ごとに異なり、令和2年度の長崎支部の健康保険料率は10.22%、全国で10番目に高くなります。

医療を受けられる安心を未来に残すために…

限りある財源を有効活用し、未来に残す。その為には、病気の予防や健康づくり、医療機関の適正な受診といった皆さまの取り組みが、今後いっそう大切になってきます。

毎年受けて、健康管理。

自分の健康状態について正確に把握し、日々の健康管理に役立てるためにも、年に1度は健診を受けましょう。

